

ACSV Monthly Letter

● 消費税の従来からの留意点について

2019年10月1日より消費税率が10%に増税されますが、従来からの消費税の主な留意点について説明します。

	留意点																		
非課税 ・不課税	土地の売却・貸付、住宅の貸付、有価証券等の売却、社会保険診療等、学校の授業料等、給料、保険金などは、原則として消費税が課税されません。																		
免税事業者	原則として2年前の課税売上高が1,000万円以下の場合は、消費税の納税が免除されます。よって、事業開始1・2年目は免税事業者となりますが、資本金1,000万円以上の法人などは1年目から課税事業者となります。																		
一般課税	納税額は、原則として「預かった消費税額（売上高など）－支払った消費税額（仕入高・経費・固定資産購入）」となります。売上高が2,000万円（税額200万円）、仕入高等が1,200万円（税額120万円）であれば、納税額は80万円です。																		
簡易課税	原則として2年前の課税売上高が5,000万円以下の場合は、一般課税に代えて、課税売上高の一定率を納税する簡易課税を選択することができます。納税額は以下の通りとなります（各事業区分の課税売上高×一定率）。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>第1種事業</td> <td>卸売業</td> <td>1%（事業者への商品販売は全て「卸売業」となります）</td> </tr> <tr> <td>第2種事業</td> <td>小売業</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業</td> <td>製造業</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業</td> <td>その他</td> <td>4%（飲食業、加工業、固定資産の売却など）</td> </tr> <tr> <td>第5種事業</td> <td>サービス業</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>第6種事業</td> <td>不動産業</td> <td>6%</td> </tr> </table> <p>なお、簡易課税は、課税期間の始まる前に届出をしなければならず、原則として2年間は変更ができません。</p>	第1種事業	卸売業	1%（事業者への商品販売は全て「卸売業」となります）	第2種事業	小売業	2%	第3種事業	製造業	3%	第4種事業	その他	4%（飲食業、加工業、固定資産の売却など）	第5種事業	サービス業	5%	第6種事業	不動産業	6%
第1種事業	卸売業	1%（事業者への商品販売は全て「卸売業」となります）																	
第2種事業	小売業	2%																	
第3種事業	製造業	3%																	
第4種事業	その他	4%（飲食業、加工業、固定資産の売却など）																	
第5種事業	サービス業	5%																	
第6種事業	不動産業	6%																	
予定申告	前年度の税額が一定以上になると「予定納税」が必要となります。予定納税は、その年度の税額の一部をあらかじめ納付するもので、確定申告で差し引かれます。（詳細は2019.08号）																		

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。